

議案第40号

城陽市手数料条例等の一部改正について

城陽市手数料条例等の一部を改正する条例を次のように定めたいので、
議会の議決を求める。

令和3年10月12日提出

(2021年)

城陽市長 奥田敏晴

城陽市手数料条例等の一部を改正する条例

(城陽市手数料条例の一部改正)

第1条 城陽市手数料条例（平成12年城陽市条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の現行の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、太枠で示すように改正する。

現 行		改 正 後	
別表第1（第2条関係）		別表第1（第2条関係）	
事項	金額	事項	金額
略		略	
印鑑登録証の交付	1枚につき 300円	印鑑登録証の交付	1枚につき 300円
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードの再交付	1枚につき 800円		
略		略	

(城陽市個人情報保護条例の一部改正)

第2条 城陽市個人情報保護条例（平成16年城陽市条例第32号）の一部を次のように改正する。

次の表の現行の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

現 行		改 正 後	
(定義)		(定義)	
第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。		第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。	
(1)～(4) 略		(1)～(4) 略	
(5) 事業者 法人（国、独立行政法人等（ <u>独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律</u> （平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、地方公共団体及び地方独立行政法人（ <u>地方独立行政法人法</u> （平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）を除く。）その他の団体又は事業を営む個人をいう。		(5) 事業者 法人（国、独立行政法人等（ <u>個人情報の保護に関する法律</u> （平成15年法律第57号）第2条第9項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、地方公共団体及び地方独立行政法人（ <u>地方独立行政法人法</u> （平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）を除く。）その他の団体又は事業を営む個人をいう。	
(6)・(7) 略		(6)・(7) 略	
(個人情報の提供先への通知)		(個人情報の提供先への通知)	
第32条 実施機関は、第29条第1項の決定に基づく個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該個人情報		第32条 実施機関は、第29条第1項の決定に基づく個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該個人情報	

の提供先（情報提供等記録の訂正の実施をした場合にあっては、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者又は情報提供者（当該訂正に係る情報提供等記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。））に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

2 略

（適用除外等）

第40条 この章の規定は、次に掲げる個人情報については、適用しない。

（1）統計法（平成19年法律第53号）第2条第6項に規定する基幹統計調査及び同条第7項に規定する一般統計調査に係る同条第11項に規定する調査票情報に含まれる個人情報
その他の同法第52条第1項に規定する個人情報

（2）略

2～5 略

の提供先（情報提供等記録の訂正の実施をした場合にあっては、内閣総理大臣及び番号法第19条第8号に規定する情報照会者又は情報提供者（当該訂正に係る情報提供等記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。））に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

2 略

（適用除外等）

第40条 この章の規定は、次に掲げる個人情報については、適用しない。

（1）統計法（平成19年法律第53号）第2条第6項に規定する基幹統計調査及び同条第7項に規定する一般統計調査に係る同条第11項に規定する調査票情報に含まれる個人情報
その他の同法第52条に規定する個人情報

（2）略

2～5 略

（城陽市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正）

第3条 城陽市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年城陽市条例第34号）の一部を次のように改正する。

次の表の現行の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

現 行	改 正 後
（趣旨） 第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項に基づく個人番号の利用及び法 <u>第19条第10号</u> に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。 （特定個人情報の提供） 第5条 法 <u>第19条第10号</u> の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の第1欄に掲げる機関が、同表の第3欄に掲げる機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる	（趣旨） 第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項に基づく個人番号の利用及び法 <u>第19条第11号</u> に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。 （特定個人情報の提供） 第5条 法 <u>第19条第11号</u> の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の第1欄に掲げる機関が、同表の第3欄に掲げる機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる

特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。

2 略

特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。

2 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定（城陽市個人情報保護条例第2条第5号及び第40条第1項第1号の改正規定に限る。）は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日から施行する。

提案理由

デジタル庁設置法（令和3年法律第36号）及びデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）の施行に伴い、関係する条例について所要の改正を行いたいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第14条第1項の規定に基づいて、本案を提案するものである。

参照条文

地方自治法（抜粋）

〔条例〕

第14条 普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて第2条第2項の事務に関し、条例を制定することができる。

②・③ 略

参考資料

城陽市手数料条例等の一部改正条例要綱

1 第1条関係

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律による行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の一部改正に伴い、地方公共団体情報システム機構が個人番号カードを発行するものとして明確化され、個人番号カードの発行に係る手数料の徴収事務について、同機構から市区町村長に委託することとなったため、個人番号カードの再交付手数料に係る規定を削除するもの。

2 第2条関係

デジタル庁設置法による番号法の一部改正に伴い、本人等からの特定個人情報に関する情報提供等記録の訂正請求により、実施機関が当該記録を訂正した場合における通知先を総務大臣から内閣総理大臣に改正するもの。

3 第2条、第3条関係

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、同法により改廃される法律を引用している条項にそれが生じること等から、関連する各規定を改正するもの。

4 施行期日

公布の日（城陽市個人情報保護条例第2条第5号及び第40条第1項第1号の改正規定は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日）